

社会福祉法人 米原市社会福祉協議会
表彰規程

(趣旨)

第1条 米原市の社会福祉活動各般にわたって発展向上に寄与しその功績が顕著な団体及び個人に対し表彰を行い、または社会福祉活動に協力援助した貢献顕著な協力者に対し感謝の意を表しようとするときは、この規程による。

(表彰、感謝の方法)

第2条 表彰及び感謝は、表彰状又は感謝状を贈ることによってこれを行なう。ただし、金品を併せて贈ることができる。

(表彰の対象)

第3条 会長が表彰するものは、次の各号に定めるものを対象とする。

(1) 社会福祉活動が特に優秀な個人

イ 10年以上にわたり率先して活動を行っている者

ロ 先駆的な活動を行っており、その活動が優秀であり他の模範となる者

(2) 社会福祉活動が特に優秀なグループ、団体及び自治会（以下団体という。）

イ 5年以上にわたり率先して活動を行っているもの

ロ 先駆的な活動を行っており、その活動が優秀であり他の模範となるもの

2 前号各項において、既に同一の事由により、本規程による表彰および同等以上の表彰を受けた者は対象から除外する。

3 表彰に該当する期間設定は、表彰期日までの通算とする。

(感謝の対象)

第4条 会長が感謝の意を表するものは、広く市内の社会福祉活動に対し、経済的（金銭・物品）に積極的に協力援助した個人及び団体とし、その金品の額が1年間または5年間の累計で10万円以上のものを対象とする。

(候補者の推薦)

第5条 この規程に定める表彰における候補者は、次の各号に定める者が別紙様式により会長に推薦するものとする。

(1) 社会福祉施設、社会福祉事業関係団体の代表者

(2) 社会福祉活動団体および地域自治会連絡協議会の代表者

2 会長は前項の規定にかかわらず候補者を推薦することができる。

(表彰、感謝の対象の決定)

第6条 功績顕著な優良団体、功労者及び協力者の表彰並びに感謝の対象は、理事会で決定する。

(表彰期日)

第7条 表彰等の期日は、米原市社会福祉大会または、会長が適当と認めた日とする。

(表彰者等死亡の場合の措置)

第8条 表彰等を受けるべき者が表彰前に死亡したときは、死亡前にさかのぼって表彰することができるものとし、その者が受けるべき表彰状または感謝状並びに金品はその遺族に贈るものとする。

附則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

この規程は、平成24年10月16日から施行する。

この規程は、平成28年8月22日から施行する。

表彰規程の運用についての申合せ事項（事務局用）

※団体の範囲（二人以上の者が共同の目的を達成するために結合した集団）

具体的には、福祉活動団体、自治会、ボランティアグループ、企業、労働組合、児童（生徒）会など

※推薦依頼の送付先

- ・市内福祉事業所
- ・民生委員児童委員協議会（市連合事務局）
- ・自治会連絡協議会（市各自治センター内）※ただし、くらし支援課と調整のうえ、社協からの候補者案をもって依頼する。
- ・市ボランティア連協

※その他、ホームページ、社協広報紙へ掲載するなどし、啓発する。

※団体において、お茶の間創造事業の実施主体（自治会との線引きが明確なもの）は対象とする。

※先駆的な活動については、補助金などにたよらず自主的な運営につとめている等、他の模範として認められること。

※第3条に規定する、表彰の除外の対象における「前号各項において、」については、その各項の解釈は、（1）個人や（2）団体ではなく、その細目「イ」10年または5年の永年活動と、「ロ」先駆的な活動のことを言う。

（これまでに、永年活動者として表彰されたことのある受表彰者については、今回の改正における「イ」にあたるため、除外対象になるが、「ロ」の対象としては表彰候補者となりえる。）

※感謝の対象基準において、物品の寄付については、時価額に換算するものとする。